

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。

計画の骨格	(3) 計画の体系			
	基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向
	生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域で安心して暮らせるまちづくり 2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり 3 自立した生活のできる体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域で支え合う共生社会の実現 (2)相互理解と交流の促進 (3)包括的相談支援体制の構築 (4)障がい児支援体制の確保 (5)雇用・就業機会の確保と拡大 (6)自立生活のための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発 ①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進 ①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援 ①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実 ①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援 ①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>主な実績として、市主催のあいあい祭りやヒューマンフェスタin亀山、県主催の芸術文化祭に、障がい者支援団体等が参加することで市民との交流や相互理解に繋がった。障害者差別解消のための協議の体制整備に向けて、地域自立支援協議会にその役割を付加し、差別解消の推進に向けてあらたに取り組むこととした。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局である近隣5市(津・鈴鹿・名張・伊賀・亀山)による「にじいろネット研究会」を亀山市で開催し、保健・医療・福祉・教育に携わる多職種の関係者が集まり、市の医療的ケア児への関りを紹介するとともに「高度な医療的ケア児を地域でサポートしていくためには何が必要か」をテーマに、課題の検討や情報共有を行った。福祉サービスでは、新たに訪問入浴サービスを開始した。</p>
成果	<p>ボランティア活動の推進に向け活動団体の現状や課題を把握し、ひきこもりの実態把握に向けた検討や差別解消に向けた協議体制整備の協議等、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めた。子どもの発達に応じた療育事業、専門機関と連携した巡回相談や、多機関との連携による医療的ケア児の支援の充実に向けて進めた。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場の設置に向けた検討を行い、鈴鹿厚生病院のアウトリーチ事業の活用や訪問入浴サービス事業の開始等、多様性を尊重しつながり合う環境づくりを進めた。一般就労に向けた継続的な支援や、障がい者就労施設から市の物品等の調達を行い就労施設の仕事の確保に繋げるとともに、市内企業に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の情報提供を行い自立した生活のできる体制づくりを進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいと連携し、職場実習や就労移行支援事業の活用などにより就労に向けた支援に繋がった。また、訪問入浴サービスを開始し、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実を図った。さらに、各種媒体を活用した市民意識の高揚や、コミュニケーション支援事業の活用などにより、だれもが暮らしやすい社会に向けた取組を進めた。</p>

反省点・課題	<p>障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域における支援者の障がい者に対する理解を深める取組や、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用した相談支援体制の見直しなどにより、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	--

第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を令和2年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末時点の入所者数（A）	31人						
目標年度入所者数（B）	30人						
【目標値】 削減見込（A-B）	1人減 （3%）	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	
【目標値】 地域生活移行者数（施設入所から 地域生活へ移行した人の数）	3人 （9%）		1		0		

【令和元年度 成果・課題】

●平成30年度に1人がグループホームに移行されたが、令和元年度においては地域移行した者はいなかった。今後も地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和2年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	

【令和元年度 成果・課題】

●鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付けるよう、検討を進めた。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 2年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成30年度	0か所	令和元年度	0か所	令和2年度	

【令和元年度 成果・課題】

●面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行い、検討を進めた。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度の年間一般就労移行者数	4人						
【目標値】 2年度の年間一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	平成30年度	7人	令和元年度	5人	令和2年度	

【令和元年度 成果・課題】

●就労継続支援A型事業所から2人、就労移行支援事業から3人が一般就労につながった。市では、職場実習事業を継続して行うこととしており、障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

②就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末の就労移行支援事業の利用者数	14人						
【目標値】 2年度末の就労移行支援事業の利用者数	17人 (121%)	平成30年度	31人	令和元年度	26人	令和2年度	

【令和元年度 成果・課題】

●特別支援学校在学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業は継続的に利用ニーズがある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

③就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、市内では事業所が1か所であり、令和2年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	1か所	2年度における就労移行支援事業所の数
	1か所	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数
	100%	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

【令和元年度 成果・課題】

●平成30年度に市内の事業所が1か所になり、鈴鹿・亀山圏域において、令和元年度では6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は安定して多い傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

④就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。	2人	平成30年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A)
	1人	Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B)
	50%	元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A)

【令和元年度 状況】

●平成30年度の就労定着支援事業の利用者は2人であり、令和元年度末において1名は職場に定着している。1名は休職中したため就労定着支援事業は休止し、就労継続支援B型を利用して職場復帰を目指している。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	4人	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A')
	3人	A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B')
	75%	2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A')

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人／月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間／月）	637	763	698	738	788	
	利用者数（人／月）	49	51	52	58	60	

②重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人／月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	28	3	223	328	350	
	利用者数（人／月）	0.2	0.1	1	1	1	

③同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人／月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間／月）	43	50	55	58	80	
	利用者数（人／月）	4	4	3	3	5	

④行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人／月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	
	利用者数（人／月）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	

⑤重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人／月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

◆サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

【令和元年度 成果・課題】

【居宅介護】

●給付時間・利用者数は年々増加傾向にある。自宅での介護ニーズの高まりもあり、令和元年度は利用者数が目標に達成し、給付時間も目標に限りなく近づいた。今後も利用者数の増加にあわせ、給付時間も伸びると思われる。

【重度訪問介護】

●平成 29 年 2 月から継続的に利用があり、令和元年度の実績値において、利用者数、給付時間ともに目標を達成した。今後も必要とされる人に対しサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【同行援護】

●給付時間は年々増加傾向にあり、令和元年度実績において、利用者数は目標を達しなかったが、給付時間は目標を達成した。今後も視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図り、利用者の増加に取り組んでいく。

【行動援護】

●市内には事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業者の参入を促していく。

【重度障害者等包括支援】

●県内には対応できる事業者がないのが現状である。現状本市において、利用希望はないものの利用ニーズの把握に努める。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数（人／月）	96	106	117	95	100	105
実績値	給付時間（人日／月）	1,622	1,649	1,752	1,869	1,902	
	利用者数（人／月）	88	89	92	98	100	

②自立訓練

【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	46	46	46	60	70	90
	利用者数（人／月）	2	2	2	3	3	4
実績値	給付時間（人日／月）	5	9	39	20	9	
	利用者数（人／月）	0.8	0.9	2	1	0.9	

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	69	69	69	70	90	110
	利用者数（人／月）	3	3	3	3	4	5
実績値	給付時間（人日／月）	39	19	39	27	6	
	利用者数（人／月）	2	1	2	1	0.3	

③就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	138	138	138	250	270	290
	利用者数（人／月）	6	6	6	15	16	17
実績値	給付時間（人日／月）	144	197	254	168	158	
	利用者数（人／月）	9	13	15	10	9	

④就労継続支援

【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	394	430	465	670	700	730
	利用者数（人／月）	22	24	26	32	33	34
実績値	給付時間（人日／月）	591	671	632	693	641	
	利用者数（人／月）	32	34	32	35	32	

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付時間（人日／月）	1,280	1,430	1,437	1,523	1,656	
	利用者数（人／月）	69	77	81	89	94	

⑤就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6
実績値	利用者数（人／月）				0.5	3	

⑥療養介護

（単位：人／月）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数	10	10	11	10	10	

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付時間（人日／月）	128	134	179	215	249	
	利用者数（人／月）	12	12	19	25	29	

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付時間（人日／月）	6	2	5	6	7	
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1	1	2	

◆サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「生活介護」「就労継続支援B型」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労継続支援事業所に継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和元年度 成果・課題】

【生活介護】

●給付時間・利用者数ともに年々増加しており、令和元年度においては実績を達成することができた。今後も利用者の増加が見込まれるため、それにあわせ給付時間も増加していくと思われる。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

●機能・生活訓練ともに目標には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。今後も利用を希望される方へのサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、就労定着支援】

●就労継続支援(A型)からは、令和元年度に2名一般就労に繋がっている。令和元年度の給付時間、利用人数は平成30年度と比較し減少しているものの一般就労への訓練を行う就労継続サービスとしてなくてはならないものとして定着している。

就労継続支援(B型)は、平成27年度から年々増加しており、令和元年度は給付時間・利用者数ともに目標を達成した。

就労移行支援は利用者数、給付時間ともに目標値には達していないものの、令和元年度に3名が一般就労に繋がるなど成果をあげている。

就労定着支援は、令和元年度は目標に達していないものの、実利用者数は5人に増加している。今後も、就労意識の高まりなどにより利用者の増加が見込まれるため、給付時間も増加していくと思われる。

【療養介護】

●平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後もサービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

【短期入所(福祉・医療型)】

●福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加しており、令和元年度において目標を達成した。今後も、福祉型の利用は、介護者の高齢化を背景に負担軽減を目的として、増加していくことが予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者・給付時間も増加し、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【新規】

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数				0	0	1
実績値	利用者数				0	0	

② 共同生活援助（グループホーム）

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数	29	29	27	27	31	

③ 施設入所支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数	32	30	30	29	29	

◆ サービスを確保するための方策

令和元年度末において、共同生活援助利用者 31 人のうち、市内の 5 つのグループホームで 10 人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

【令和元年度 成果・課題】

【共同生活援助・施設入所支援】

●市内のグループホームは平成 24 年に 1 箇所が立ち上がり、令和元年度末では 5 箇所に増加している。市内のグループホームの他、近隣の鈴鹿市、津市等のグループホームでの利用もみられる。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は平成 30 年度に 1 人がグループホームに移行したが、令和元年度に移行した者はいなかった。今後も事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数	43	40	50	49	50	

② 地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	31	62	93			
	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0			
	利用者数(人/月)	0	0	0	1	0.3	

③ 地域定着支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数	1	0	0	0	0	

◆ サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

【令和元年度成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

● 計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、事業所に適宜依頼するなど、月当たり50人の利用があり、目標値60には達していないものの増加傾向にある。今後も障がい者本人が希望されるサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行・地域定着支援は、市内に事業所がないのが現状であるものの、令和元年度は地域移行支援の利用実績があった。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

《必須事業》

(1) 相談支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
実績値	障害者相談支 援事業				1	1	
	機関相談支援 センター				有	有	

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、令和元年度は2,583件と年々増加傾向にあり、その内容も、相談者個人のみの問題ではなく、世帯単位や個人が複合的な課題を抱えるケースが出てきている。今後、基幹相談支援機能の見直しを含めた検討を進めるとともに、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2
実績値	成年後見制度 利用支援事業				0	0	

【見込量の確保の方策】

平成28年度に身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成

を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【令和元年度 成果・課題】

●令和元年度は成年後見制度利用支援事業の実績がなかったものの、総合相談支援センターあいでは権利擁護に関する相談を2件受けている。

また、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において裁判所との連携を含めた情報共有を行った。

(3) 意思疎通支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	1	2	2	5	10	15
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者派遣事業				1	11	
	要約筆記者派遣事業				1	0	
	手話通訳者設置事業				1	1	

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●令和元年度の手話通訳者派遣事業は11件、要約筆記者派遣事業は1件であった。今後も窓口における制度利用の周知を行いつつ、利用回数の増加に取り組んでいく。

窓口配置した手話通訳(1人)には、令和元年度は延べ18件(実利用者5人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。

(4) 日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数（件）	13	1	2	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	2	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	4	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	8	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	918	860	870	880
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		6	1	2	3	4	5
実績値	介護・訓練支援用具				4	5	
	自立生活支援用具				3	6	
	在宅療養等支援用具				15	15	
	情報・意思疎通支援用具				8	10	
	排泄管理支援用具				977	1,076	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）				4	1	

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●目標値913件(全体)に対し、令和元年度は介護・訓練支援用具や自立生活支援用具が若干目標に達しなかったものの、それ以外項目においては、全て目標に達しており、全体として1,113件と前年度実績(全体1,011件)と比べても大幅に増加した。
今後も排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

(5) 移動支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	18	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	944	850	930	970
実績値	移動支援事業 実利用者数 (人)				21	26	
	延べ利用時間数 (時間)				1,426	1,981	

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●屋外における移動が困難な利用者は年々増加しており、利用者数、利用時間ともに目標を達成した。利用ニーズは高いため、今後も利用時間の増加が見込まれる。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス【新規事業】

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7
実績値	訪問入浴サービス 実利用者数 (人)				事業化	3	

【見込量の確保の方策】

平成31年4月から、在宅の身体障がい者のうち在宅で入浴することが困難な方を対象として自宅に訪問入浴車が訪問して看護師または准看護師1名及び介護職員2名が入浴の介助を行う事業を開始しました。

【令和元年度 成果・課題】

●平成31年4月からのサービス提供開始に伴い対象者への個別通知を行った。令和元年度中に障がい児2名、障がい者1名の利用があった。今後もサービスを必要としている方に提供を行っていきたい

(2) 生活訓練等

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等		実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13
実績値	生活訓練等	実利用者数 (人)				10	11	

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【令和元年度 成果・課題】

●利用者は、平成27年度8人から令和元年度に11人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、既存の利用者は継続しつつ、今後も利用者は増加していく傾向にある。

(3) 日中一時支援

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業		実利用者数 (人)	59	75	92	90	95	100
		延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,652	4,600	4,900	5,200
実績値	日中一時支援事業	実利用者数 (人)				107	138	
		延べ利用時間数 (時間)				5,856	5,946	

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和元年度 成果・課題】

●実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、令和元年度は138人と2.3倍に増え、これにあわせ利用時間数も大幅に増加している。ともに目標を達成しており、利用ニーズが高いことから、今後も増加していくと思われる。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、令和2年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。
【目標値】 2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1か所	
【目標値】 2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	児童発達支援事業所数
	2か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

【令和元年度 成果・課題】

●児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。
重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所となり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。今後は、広域圏にて困難事例ケースの問題解決を図るため三重大学小児トータルケアセンターが中心となり、スーパーバイズチームを立ち上げる予定であり、チーム編成に向けた研修には当市職員も参加予定である。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されました。

①児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付時間（人日／月）	21	50	81	157	196	
	利用者数（人／月）	4	6	11	19	23	

②医療型児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

③放課後等デイサービス

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付時間（人日／月）	444	503	630	584	1,150	
	利用者数（人／月）	34	39	50	61	74	

【令和元年度 成果・課題】

【児童発達支援】

●市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、令和元年度も、目標値に対し、ともに給付時間、利用者数ともに達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが令和元年度は 74 人となり、給付時間についても平成 27 年度には 444 時間であったものが 1,150 時間となり、利用は大幅に超えている。小学校への入学等に際し新規の利用登録が多くなっている。今後も継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われるため適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

④保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	5
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）				0	0	10
	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）				0	0	
	利用者数（人／月）				0	0	

⑥障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数（人／月）	8	8	12	14	18	

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	利用者数（人／月）				0	0	

◆サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【令和元年度 成果・課題】

【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援（鈴鹿市2か所）や居宅訪問型児童発達支援（鈴鹿市1か所）の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

施策項目	現状値 (H28)	目標値 (H 2)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護	34	36	34	32	
重度訪問介護	23	25	24	24	
同行援護	9	9	6	6	
行動援護	3	3	2	2	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
生活介護	14	16	15	17	
療養介護	1	1	1	1	
短期入所	9	10	9	10	
共同生活援助	15	18	16	24	
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	2	2	2	2	
就労移行支援	5	8	6	6	
就労継続支援（A型）	12	14	12	12	
就労継続支援（B型）	30	2	35	35	
就労定着支援	—	5	1	1	
総合相談支援	1	1	1	1	
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	3	5	3	2	
計画相談支援	15	17	16	15	
児童発達支援	10	12	13	13	
放課後等デイサービス	20	23	30	30	
保育所等訪問支援	1	2	2	2	

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
1 地域で安心して暮らせるまちづくり								
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)								
①障がいと障がいのある人への理解の促進								
	(1)-①-1	1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとりながら啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・市民交流推進事業(あいあいまつり、ヒューマンフェスタin亀山)	※総計【050301-01、050301-02】	4月の広報かめやまに「発達障害啓発週間」の記事を掲載し図書館では発達障害をテーマとした特集コーナーを設置した。10月のあいあいまつりにおいて、障がい者支援団体等が参加することで市民との交流による啓発活動を行った。12月の障害者週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブース出展、講演会などを行い、約400名の方が参加し、共生社会の理念や福祉意識の向上につなげた。	「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、シンポジウムの開催や地域訪問など、重層的に情報提供を行う。		
	(1)-①-2	2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・広報広聴事業 ・民生委員役員会・定例会	※総計【020102-02】	12月の障害者週間にあわせ広報かめやまにおいて、障がい者・介助者に対する手当や障害者総合相談支援センターあいについて紹介する記事を掲載した。	今後も、特に周知が必要と判断される制度(事業)は、広報かめやまにおいて特集記事により全体的に周知していくとともに、新規事業については、必要に応じて対象者への個別案内等、機会を捉えた情報提供に努めていく。		
②ボランティア活動の推進								
	(1)-②-1	1 ボランティアの育成と活動の支援 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	・ボランティア育成事業	※総計【020101-01】	地域のちょっとした困りごとの解決に取り組む、厚生地区まちづくり協議会のフレンドサービス代表によるボランティア講座や、CSWIによる地域支援・しくみづくりの体制強化に向けた検討を進めた。	全対象型の地域における支え合う関係性の育成支援が求められている中で、本市においても、障がい者を含めた個々の実情に対応できるボランティアのしくみづくりが必要である。		
	(1)-②-2	2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていただけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	・団体活動支援、援助		社会福祉協議会において、障がい者団体に共同募金配分を配布するなど支援した。	共同募金配分金等の既存の支援は継続しつつ、対象となりえる新規団体や既存の団体があれば、社協と連携し、活動の支援につなげていく。		
	(1)-②-3	3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・見守り活動支援事業(民生委員・児童委員、福祉委員) ・地域包括支援事業(認知症サポーター養成) ・老人クラブ事業助成金 ・青少年総合支援センター事業	※総計【020102-03、020103-02、020303-02、020304-02、040106-02】 ※地計【2-(3)-⑤】	地域における支援者に対しては、ひきこもりなどを発見した場合は、まずは社会福祉協議会につないでいただくよう、全22地区の地域まちづくり協議会を訪問し、継続的な周知を行った。	今後も継続して行っていく。		
③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発								
	(1)-③-1	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。	・広報広聴事業		企業における精神・発達障がいに関する正しい知識と理解を促進するため、亀山市雇用対策協議会の総会において、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省・三重労働局)の概要を紹介した。また、障がい者支援Gの職員2名も養成講座に参加した。	精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動に取り組む。		
	(1)-③-2	2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進 不登校やひきこもり等には、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組めます。	・民生委員児童委員活動支援事業 【新】大人(若年層)のひきこもりに関する実態把握	※総計【020104-02、020104-04】	鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会での意見交換を踏まえ、実態把握に向け、ひきこもり対策推進事業を予算化した。	本市においても顕在化しつつあるひきこもりの実態を把握するため、実態調査の進め方を検討していく。		

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
④虐待防止の啓発								
			(1)-④-1	1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。	・高齢者・障がい者虐待防止対策 代表者会議 ・相談窓口周知	※総計【020102-02】	高齢者・障がい者の虐待の防止については各種イベントで啓発物品を配布するなどをし、周知に努めている。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあたっている。児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オレンジリボンキャンペーンにより児童虐待の防止への関心や、窓口(あいあい)があることを知っていただけるよう啓発を行った。	虐待に関する窓口は、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は市及び総合相談支援センターあい、児童は、子ども支援Gとなっており、相談できる窓口機能があいあいに集約されており、各窓口において、対象となりえるような案件の相談があれば、すみやかに対応できるよう周知を行っている。
			(1)-④-2	2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。	・ヒューマンフェスタin亀山 ・街頭啓発 ・人権擁護委員活動	※人権施策基本方針【(1)-①】	ヒューマンフェスタin亀山の開催や市内ショッピングセンターでの街頭啓発など、すべての人の人権を守るため、広く啓発を行った。また、人権相談は、毎月3回、市役所、あいあい、関支所で行い、さらに人権擁護委員の日と人権週間に合わせて特設人権相談を年2回実施した。	「ヒューマンフェスタin亀山」において、より多くの団体に参画してもらえるように働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組むとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35~39)								
①障がい者差別解消に向けた取組の推進								
			(2)-①-1	1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・広報広聴事業	※総計【020403-01】	人権啓発のコラムや人権週間の特集記事を広報かめやまに掲載したり、人権啓発のチラシを各世帯に配布したりするなど、障がい者も含めたすべての人の人権を守るため、市民に広く啓発を行った。	市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていただけるよう、工夫を行っている。
			(2)-①-2	2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。	・【新】障害者差別解消支援協議会の設置検討	※総計【020102-03】	令和2年1月の自立支援協議会において、自立支援協議会の所掌事務として、障害者差別解消に関する協議を行うことについて承認をえた。	令和2年度中に、亀山市地域自立支援協議会要綱の一部改正を行うとともに、差別解消に向けた取り組みについて協議を行い、障害者差別解消のための体制を整備する。
			(2)-①-3	3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がいを理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。	・人材育成事業	※総計【060101-01】	三重県市町総合事務組合の実施する新規採用職員対象の研修において、福祉施設での体験を通して、障がいのある人に対する理解を深め、その体験の業務への活用について学んだ。また、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。
②交流イベント等の開催								
			(2)-②-1	1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。	・市民交流推進事業(あいあいまつり、ヒューマンフェスタin亀山等)	※総計【050301-01、020101-02】	10月のあいあいまつりにおいて、市民活動団体の協力のもと、誰でも体験できる点訳や朗読の機会を提供した。12月の人権週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブース出展、講演会などを行い、約400名の方が参加し交流を深めた。また、令和元年12月に三重県主催の「三重県障がい者芸術文化祭」が亀山市で開催され、市内事業所によるステージ発表や作品展示があった。併せて市内の小中学校の特別支援学級の児童生徒による作品展示を行い多くの市民にみていただく機会となった。	「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及・啓発できるよう取り組んでいく。
			(2)-②-2	2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	・ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ・障がい者のスポーツ参加の推進 ・全国障がい者スポーツ大会(H33三重)	※第2次スポーツ推進計画【(1)】	障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った。 種目【バレーボール東海大会：8件】	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
③福祉教育の推進								
			(2)-③-1	1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。	・福祉協力校事業 ・福祉教育推進事業(福祉体験活動)	※学校教育ビジョン【基2-(4)-②-4】	総合的な学習の時間を中心として、地域のお年寄りの交流や、福祉の体験活動等を行うことができた	福祉体験等で体験したことや学んだことを他の場面でいかし、周りの児童生徒に還元していけるような場の設置を検討していく。
			(2)-③-2	2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・公民館講座(福祉講座充実)	※生涯学習計画【5-3-(3)】	出前文化講座として、「楽笑体操」として介護予防に関する講座を実施した。腸から始める健康講座、予防体操など障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	今後は、社会福祉協議会や市の関係課などと講座内容を調整しながら、実施を検討していく。
			(2)-③-3	3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学級の作品展	※学校教育ビジョン【基3-(2)-②、基4-(1)-①-3】	市内の小中学校の特別支援学級の児童生徒の作品展を、市内のショッピングセンターで開催した他、三重県が主催した「三重県障がい者芸術文化祭」に合わせて作品を展示した。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流学習会を各中学校で実施した。さらに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流することができた。	学習会の参加について、より多くの保護者に参加していただけるよう促していく。また、作品展の開催については、市民への効果的な情報発信に努める。居住地校交流は、交流の実施時期や内容について、再度検討を行っていく。
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり								
(3) 包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40~45)								
①早期発見・早期治療の推進								
			(3)-①-1	1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。		※子ども・子育て支援事業計画【4-(1)-4】	乳幼児健康診査の未受診者や居住実態が把握できないケースは、健康づくりGが子ども支援Gと連携し、訪問等で実態把握を行った。また、支援が必要な児童については、関係部署と連携し、フォローを行った。	引き続き、乳幼児健康診査等の未受診者及び居住実態の把握や、支援が必要な児童へのフォローについて、関係部署が連携して支援を行う。
			(3)-①-2	2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。		※健康・医療推進計画【2-(2)-3】	家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について連絡調整を行い、子どもの悩みや障がいなど、子どもが地域で健やかに成長できるよう支援を行った。児童虐待等の対応については、関係機関と連携した「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の場を活用し、支援体制の強化を図った。	今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。
②総合相談窓口の設置								
			(3)-②-1	1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。	・【新】総合相談窓口設置事業	※総計【020102-02】 ※地計【2-(2)-2】	生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」を引き続き開設し、福祉に関するあらゆる相談を受ける環境を整えた。	国が求める包括的な相談窓口機能のあり方について、他分野の窓口機能との役割を棲み分けしながら、令和3年度からの設置に向け検討していく。
			(3)-②-2	2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	・広報広聴事業 ・【新】情報提供のしくみづくりの検討	※地計【2-(1)-①】 ※総計【020102-02】	障がい福祉サービスに関する情報は、あいあいの5番窓口において各種サービスに関する情報を提供している。その他、計画相談支援員や障害者相談支援センターあいの相談員から各利用者に対し、個々に応じたサービスの利用できるように連携体制をとっている。	今後も障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやすく案内する体制を整えていく。
			(3)-②-3	3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。	・基幹相談支援センター事業	※総計【020102-03、020401-01】	面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。	相談支援体制の機能は、基幹相談支援センターにコーディネート機能を持たせることを視野に入れて必要な機能について鈴鹿市と協議を行いつつ、見直しを進めていく。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
			(3)-③-1	1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。	・地域包括ケアシステムの強化	※総計【020401-03】	鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキングには、障害者支援G及び包括支援センターの職員が参加した。(年11回開催)。当該ワーキングを精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの場に位置付けるよう、検討を進めた。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、県や圏域の鈴鹿市と引き続きワーキングにおいて協議を進めながら、本市に必要な機能の検討を進めていく。
			(3)-③-2	2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	・地域自立支援協議会(圏域等)	※総計【020401-03】	地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らし続けられるよう、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。	本市におけるCSWや生活困窮者自立支援事業との有機的な連携に向けて、市を介した支援体制の強化を進めていく。
④障がいのある人の家族支援								
			(3)-④-1	1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないように支援します。	・広報広聴事業	※総計【020102-02】	平成31年4月より身体障がい者の方が居宅において入浴サービスを受けられる訪問入浴サービス事業の事業化を行い、対象となる障がい者の方に個別で案内を行った。令和元年度中は障がい児2名、障がい者1名の利用実績があった。	新規事業を含め、障がいのある人やその家族に必要な障がいサービスの情報があれば、機会を捉えた情報提供に努める。
(4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P46～52)								
①療育体制の充実								
			(4)-①-1	1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの整備に向けた検討を行います。	・【新】児童発達支援センター設置検討	※子ども・子育て支援事業計画【4-(2)-2】	個別に支援が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別及び集団の療育を行った(個別療育:28回、20人・集団療育:70回、34人)。保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:8園 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導:6園2校、CLM巡回指導:2園)。また、認定こども園整備事業に併設を想定していた機能について、内部検討を行った。	今後も、児童発達支援センターの必要な機能について具体的に検討をするため、関係部署との連携を図っていく。また、三重県立子ども心身発達医療センターへの職員派遣も含め、連携のあり方を検討していく。認定こども園整備事業が地域との協議が長期化していることもあり、今後、単独での整備や他施設との複合化なども視野に入れた検討が必要である。
			(4)-①-2	2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。		※少子化社会対策大綱 ※まち・ひと・しごと創生総合戦略	心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:746件)。	今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。
②医療的ケア児の支援の充実								
			(4)-②-1	1 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実 医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。	・【新】小児在宅連携会議	※総計【020401-03】 ※障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針	医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市(津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張)が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置している。令和元年10月には「にじいるネット研究会」を当市にて開催した。令和2年2月には伊賀市にて開催された研究会に参加した。	困難事例ケースの問題解決を図るため、三重県小児トータルケアセンターが中心となり、スーパーバイズチームを立ち上げる予定であり、チーム編成へむけた研修に当市職員も参加予定である。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
③子育てを支援する受入体制の整備								
			(4)-③-1	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組みとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。		※子ども・子育て支援事業計画【1-(1)-4、1-(2)-6】	公立保育所・幼稚園・認定こども園において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点による判定に基づき、必要な加配職員(保育士・看護師・介助員)の配置を行うとともに、医療的ケアの必要な児童の受入に備え、スロープの設置などの施設改修を行い、児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。また、私立保育所に対し、障がい児保育のための加配職員の配置に要する費用の補助を行い、保育環境の充実を図った。	非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすいよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。
			(4)-③-3	3 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所等への訪問支援促進事業	※障害者自立支援法、障害者総合支援法、児童福祉法	鈴鹿市には、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が2か所あるものの、市内には事業所がないのが現状である。個別に支援が必要な子どもとその家族には、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:8園 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導:6園2校、CLM巡回指導:3園)。	三重県立子ども心身発達医療センターへの職員派遣を含めた連携を検討するとともに、障がい児が障がいがない児との集団生活を送れることができるよう支援体制を検討していく。
			(4)-④-1	1 特別支援教育の充実 子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。		※子ども・子育て支援事業計画【1-(3)-3】 ※学校教育ビジョン【基3-(2)-②-1、基4-(3)-①-5、基5-(3)-①-4】	発達障がい等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成するよう取り組んだ。	引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(4)-④-2	2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組まします。	・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業	※学校教育ビジョン【基3-(2)-②-3、基3-(2)-⑥-2、基5-(1)-①-3】	特別支援教育コーディネーターを対象に、通常学級で行う特別支援教育に関する研修会を開催し、専門性の向上に取り組んだ。	特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り同じ場で子どもたち同士が学ぶことができるよう、適切な学びの場を構築する。
			(4)-④-3	3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関して、関係機関と連携した支援を行います。		※子ども・子育て支援事業計画【4-(2)-2】	切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。	引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先や就労先との連携を行っていく。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)

3 自立した生活のできる体制づくり

(5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58)

①就労準備支援の充実

(5)-①-1	1 職場実習事業の活用促進 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。	・職場実習事業	※総計【020401-02】	9～11月にかけて、あいあいを主な職場体験の場(他:図書館等)として、知的障がいがある人に職場実習事業として就労実習の場を提供した。	今後も、障がいがある人の就労訓練の場を提供できるよう、職場実習事業の内容を工夫し、図書館での司書体験など、さまざまな就労体験ができるメニューの充実を図っていく。
(5)-①-2	2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。	・広報広聴事業 ・地域自立支援協議会 就労部会		総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間86件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。	事業者には、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を行いつつ、障がいがある労働者に対しては、相談する場所・人が居ない場合は、市に連絡をもらい、市が必要に応じ関係機関につなぐ等、調整機能を持てるよう努めていく。

②雇用の場の確保

(5)-②-1	1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・障害者優先調達推進法による物品等の調達	※障害者優先調達推進法	亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市の全組織での物品等の調達に適用し、障がい者が就労する施設等の仕事の確保につなげた。	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図れるよう毎年度、調達方針を作成するとともに、調達実績の公表を行っていく。
(5)-②-2	2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。		※総計【020401-02】	令和2年3月に総合保健福祉センターにおいて、ハローワークが市内の企業を対象とした就職説明会を行うことを計画し、広報かめやまで周知を行った。	一般就労に支援が必要と思われる人には、関係事業所と連携し、就労支援定着支援事業等を活用してもらうなど、情報共有を図りながら、本人からの相談をあらゆる機関が受けられる環境を整えていく。
(5)-②-3	3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所創業支援事業	※総計【020401-02】	亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱に基づく社会的事業所の対象にはならなかったが、社会的事業所への役務の調達を行った。	障がいがある人が、地域社会に根ざした就労の促進や社会的・経済的な自立の促進につながるよう、社会的事業所の新規参入に対する補助制度の周知に努める。
(5)-②-4	4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金(農福連携事業) (例:福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業)	※総計【030301-02】	障がい者支援Gの職員1名が農福連携の研修に参加し、先進的な取り組みを視察した。	地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。
(5)-②-4	5 市職員の障がい者雇用 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。			令和元年度6月1日現在の市長部局における法定雇用者数は、達成するために採用しなければならない障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。	国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率は、令和3年4月を目標に2.6%に引き上げられる予定であることから、引き続き計画的な障がい者雇用に取り組む必要がある。

③就労定着に向けた支援

(5)-③-1	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	・障害者自立支援給付事業	※総計【020401-02】	令和元年度中の就労定着支援事業の利用者は5人であった。就労を定着させるために継続的に必要な支援を受けている。	今後も、就労定着支援事業を必要とされる多くの人に利用していただけるよう、本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援につとめて行く。
(5)-③-2	2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組めます。	・障害者総合相談支援事業 ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省)	※総計【020401-01】	亀山市雇用対策協議会等において、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として総合相談支援センターあいの周知に努めた。	障害者雇用促進法では、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられており、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の受講を促す等により、精神・発達障がいについて正しい知識と理解を深め、支援者の増加につなげていく。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)

(6) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)

①障がい福祉サービスの充実

(6)-①-1	1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・地域生活支援事業	※総計【020402-01】	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、平成31年4月より身体障がい者の方が居宅において入浴サービスを受けられる訪問入浴サービス事業の事業化を行い、対象となる障がい児・者の方に個別で案内を行った。令和元年度末で障がい児2名、障がい者1名の利用実績があった。	事業の対象となる身体障がい者への個別案内等、地域における障がい者の安心した生活に寄与できるよう、ニーズを把握し新規事業の案内を検討する。
(6)-①-2	2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業	※総計【020403-02】	窓口に配置した手話通訳(1人)は、令和元年度で延べ18件(実利用者5人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者派遣を11件派遣した。	障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していくとともに、意思疎通支援を必要とされる人の支援につながるよう、窓口における事業の利用案内等、周知を行っている。
(6)-①-3	3 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	・【新】地域生活支援拠点整備事業	※総計【020402-02】	面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。	令和2年度までの計画期間内において、緊急時の受入や体験ができる機能を面的整備型で備えられるよう、鈴鹿・亀山圏域における各部会で検討を進めるとともに、必要に応じて市内の事業所から聞き取り等を行い、亀山市に必要な機能となるよう、検討を行っていく。

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(6)-②-1	1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	【新】亀山駅周辺整備事業	※総計【010103-01、010104-01】	市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する詳細設計への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した設計を整理した。	令和元年度に実施した施設建築物及び公共施設の設計に基づき組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施する。 <今後の予定> 施設建築物工事:R2～R3 公共施設工事:R2～R3
(6)-②-1	2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。	・西野公園トイレ改修	※総計【010103-01、010104-01】	西野公園便所建替工事北側1棟の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を完成することができた。	R2年度は西野公園における便所建替工事南側1棟を予定しており、ユニバーサルデザインに配慮できるよう、工事を実施する。
(6)-②-2	3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	・点字ブロック破損等修理	※総計【010403-01】	昨年度に引き続き布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備で、歩車道が分離され、交通安全性が向上したとともに、移動しやすい横断勾配で整備することができた。視覚障がい者誘導用ブロックにおいて文化会館線、野村22号線では修繕を行い、歩行者の安全確保につなげた。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮した、整備に努める。既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損個所の早期発見と修繕に努めている。
(6)-②-3	4 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・民間住宅借上げ事業	※総計【010201-02】	令和元年度は借上げ実績なし	障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりのため、民間住宅(8戸)を公営住宅として確保する予定である。
(6)-②-4	5 有効な情報提供手段の導入 障がいの有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。	・ホームページ事業	※障害者差別解消法【ウェブサイト/バリアフリー化(情報アクセシビリティの確保)】	職員への広報研修(3月実施)において、ウェブアクセシビリティに関する説明を行い、対応の向上に努めた。また、個々のページの更新時等に、対応が不十分な箇所があった場合は、その都度改善を行い、必要な情報提供に対応した。	引き続き、職員研修等により、ウェブアクセシビリティの向上に努める。

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
③防災・安全対策の充実								
			(6)-③-1	1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。	・広報広聴事業 ・行政出前講座	※総計【010603-01、010603-03】	総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時について、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を実施するよう周知した。	総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時について、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。
			(6)-③-2	2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。	・避難行動要支援者対策事業(名簿再構築、名簿の維持・向上)	※総計【010603-03】 ※地計【2-(4)-①】	災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新に取り組みました。和田地区 能褒野、みどり町4丁目地区等では、地域の防災訓練を実施し、当該名簿を活用した。	各地域の防災訓練にて避難行動要支援者名簿を活用いただいた例もあり、引き続き周知啓発を行っていく。
			(6)-③-3	3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実 災害時に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がいに配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。	・防災資機材・備蓄品充実事業 ・福祉避難所使用協定	※総計【010602-02】	備蓄している避難生活用品の適正な維持管理に努めるとともに、本町一丁目自主防災組織では、リヤカーを配備した。福祉避難所については、新規確保に向けて取り組むとともに、障がい者が最も近い福祉避難所を選定できるよう、関係機関、団体及び市内の社会福祉施設と協議を引き続き行っていく。	備蓄している避難生活用品の適正な維持管理に努める。 福祉避難所については、新規確保に向けて取り組むとともに、障がい者が最も近い福祉避難所を選定できるよう、関係機関、団体及び市内の社会福祉施設と協議を引き続き行っていく。
④権利擁護対策の充実								
			(6)-④-1	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。	・【新】(仮称)地域連携ネットワーク協議会の設置検討	※成年後見利用促進計画	津地方裁判所が主催した連絡会議(津市、鈴鹿市、亀山市)に参加し、裁判所との連携を含めた意見交換を行うとともに、県が実施する中核機関の設置に向けたモデル事業に応募した。	中核機関の設置に向け、県モデル事業を活用したアドバイザー派遣等の活用により、本市における必要な支援体制の構築を進めていく。
			(6)-④-2	2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。	・【新】法人後見等検討	※総計【020403-04】 ※地計【1-(3)-③】	総合相談支援センターあいにおける窓口を中心として、成年後見制度の情報を必要とされる人に2件情報提供を行った。法人後見は、近隣の鈴鹿市に法人後見制度の概要等について情報収集を行った。	成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していきよう進めていく。
			(6)-④-3	3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・日常生活自立支援事業	※総計【020102-01】	知的・精神障がいがある人が、地域において生活できるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWIにつなぎ支援する等を行った。	今後も、知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、事業を市が補助する等し、継続させていく。
			(6)-④-4	4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議	※総計【020304-03】	R2.2.27高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を開催。市内で発生する虐待案件を事例に情報共有し、連携強化した。障がい者支援G:警察や司法書士、市の関係機関が参加する高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を3月に開催し、本市における虐待の状況や対応について、関係者との情報共有を行った。	今後も関係機関との情報共有を継続的にを行い、虐待問題に対する課題を検討していく。 障がい者支援G:障がい者の虐待の窓口機能の強化に向けた検討を進める。また、今度も、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく。